



平成 21 年 9 月 24 日

各 位

会 社 名 新立川航空機株式会社  
代表者名 代表取締役社長 石戸敏雄  
(コード番号 5996 東証第 2 部)  
問い合わせ先 常務取締役  
山本重年  
(TEL. 042-529-1111)

### 訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、下記「訴訟を提起した者」より、平成 21 年 9 月 18 日付で下記内容の訴訟の提起をしたとの連絡を受けましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. 訴訟の提起があった裁判所及び年月日
  - (1) 裁判所 東京地方裁判所
  - (2) 提起日 平成 21 年 9 月 18 日
  - (3) 訴状の送達を受けた日 平成 21 年 9 月 24 日現在において当社は訴状の送達を受けておりません。
2. 訴訟の原因及び提起に至った経緯

当社は、平成 21 年 6 月 24 日開催の第 75 回定時株主総会において、石戸敏雄、山本重年、伊藤恭悟、荒井敏夫、筑紫賢二、塚原一男、瓦谷立身及び渡邊亘章を取締役に選任する旨の決議をいたしました。この決議に関し、株主であるロイヤル バンク オブ カタ トラスト カンパニー (ケイマン) リミテッド及びエフィッシェ キャピタル マネジメント ピーティーイー エルティーディーが、「決議の方法が法令に違反し、取消事由が存在する」として、上記決議の取消しを求めて訴訟を提起したものです。
3. 訴訟を提起した者
  - (1) 名 称 ロイヤル バンク オブ カタ トラスト カンパニー (ケイマン) リミテッド  
所在地 英領西インド諸島、ケイマン諸島、グラント・ケイマン KY1-1110、ジジョージ・タウン、シェン・ロード 24 私書箱 1586
  - (2) 名 称 エフィッシェ キャピタル マネジメント ピーティーイー エルティーディー  
所在地 049705 シンガポール、セルストリート 20、エクイテイ・プラザ 14-01
4. 訴訟の内容
  - (1) 当社の平成 21 年 6 月 24 日開催の第 75 回定時株主総会における石戸敏雄、山本重年、伊藤恭悟、荒井敏夫、筑紫賢二、塚原一男、瓦谷立身及び渡邊亘章を取締役に選任する旨の決議の取消しの請求
  - (2) 訴訟費用を当社の負担とする旨の請求
5. 今後の見通し

訴状の正式な送達を受けた後に内容を確認することといたしますが、当社といたしましては、当社第 75 回定時株主総会における決議は適法かつ適正に行われたものと確信しており、今後は、本件訴訟において決議の適法性等を主張していく所存です。

なお、当社の業績に与える影響は、現時点では不明ではありますが、開示すべき事項が発生した場合には、適時開示を行います。

以上